

議 事 録

第 4 回

東村農業委員会総会

平成31年4月25日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成31年4月25日(木) 午前9時30分～12時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮城 哲也(欠席)
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 推進委員 宮城 哲也
5. 議事録署名委員： 5番 喜屋武 美恵子 6番 比嘉 昌太
6. 書 記： 農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案： 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第14号 非農地証明について

議長 それでは、ただいまより、平成31年第4回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、5番喜屋武委員と、6番比嘉委員を指名します。

また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、議案第12号から議案第14号までの3件の議案となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良中原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条②)

議長 次に、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号4について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良越地原及び宇出那覇原、屋之北原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号4について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号4について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条③)

議長 それでは、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号5について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内の農地の所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。
従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案します。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号5について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 5 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(5 条①)

議 長 次に、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 5 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田屋ノ北原地内において、太陽光発電施設の設置を行うための転用申請であり、当該地の農地区分としては、10 ha 未満の生産性の低い、小集団の農地の第 2 種農地に該当すると判断致しました。
従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

議 長 6 番 比嘉昌太 委員

(6 番 比嘉 委員質疑)

比嘉委員 隣接地の土地所有者が太陽光発電施設の設置に対して、同意していない状況がありますので、周辺農地への影響を軽減する何らかの対策が必要と考えます。

～内容確認・検討～

議 長 他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 5 については、周辺農地への対策を講じることを条件とし、許可相当とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 5 について、審議結果を条件を付して許可相当とすることに決定されました。

(5 条②)

議 長 次に、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 6 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良伊是名原地内において、一般住宅の建築を行うための転用申請であり、当該地の農地区分としては、10 ha 未満の生産性の低い、小集団の農地であり、住宅が連たんして存在する市街地内農地の第 3 種農地と判断致しました。
従いまして、事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 6 について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 6 について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

(5 条③)

議 長 次に、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 7 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良越地原地内において、電源開発(株)が

発注した鉄塔撤去工事に伴う、資材置き場及び工事車両駐車場等として一時的に使用し、工事完了後は農地への現状復旧を行うとの事であり、従いまして事務局といたしましては許可相当という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 7 について、討論を省略し審議結果を許可相当とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 7 について、審議結果を許可相当とすることに決定されました。

(非農地)

議 長 次に、議案第 14 号、非農地証明願についての整理番号 2 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良伊是名原の申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、原野という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 14 号、非農地証明願についての整理番号 2 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 14 号、非農地証明願
についての整理番号 2 について、審議結果を可とすることに決定され
ました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして
第 4 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。